

かながわ高齢者福祉研究大会 研究発表表彰審査基準

かながわ高齢者福祉研究大会における研究発表表彰審査基準を、次のとおり定める。

1 目的

かながわ高齢者福祉研究大会が介護福祉分野の向上に貢献できるよう、次の観点で優れている研究発表を奨励し、表彰する。

- (1) 高齢者介護・福祉の専門性の確立に役立つこと
- (2) 取り組み成果を互いに共有することに優れていること
- (3) ご利用者・地域の安心と安全ならびに豊かな生活の実現に貢献すること

2 審査対象

かながわ高齢者福祉研究大会で行われるすべての研究発表について審査を行う。

3 審査方法

- (1) 審査は、別に定める「かながわ高齢者福祉研究大会研究発表評価票」を用いて点数制で行い、評価項目ごとに重みを付けて集計する。
- (2) 表彰対象は分科会場単位とし、上位3（同点の場合はその全て）発表を優秀賞の対象とする。なお、全体を通じての選考は行わないものとする。
- (3) 発表演題1題に対して、大会実行委員会が委嘱した学識経験者、事業者代表等の審査員にて審査を行う。
- (4) 審査員は各審査項目について、「非常に優れている」「優れている」「普通」「要改善」の4段階評価を行い、別に定める「かながわ高齢者福祉研究大会研究発表評価票」に審査結果を記入する。
- (5) 審査結果は、すべての発表者に対して個別に通知し、さらに評価得点上位から一定数の研究発表についても大会ホームページにて公表する。

4 審査項目及び評価基準

(1) 「研究の価値性」

研究テーマ選定の着眼点が利用者のニーズや社会的な要請に基づいているか、取り組み手法が発表を聞く他者にも可能なものであるか、今後の介護福祉分野における事業活動や研究活動への良い影響が期待できるか等の視点で審査する。

(2) 「研究内容の客観性」

取り組み手法の内容が分かり易く具体的に示されているか、また取り組み前後の比較に客観的データを用いて成果を科学的に証明しているか等の視点で審査する。

(3) 「研究内容の正確性」

研究目的・方法・結果・考察等に不明確な点はないか、用いたデータは正確であるか。成果と発表された取り組みの因果関係について、矛盾はないか等の視点で審査する。

(4) 「発表演題名の妥当性」

参加者が聴取演題を一覧表から適切に選べるよう、演題（テーマ）名が発表内容を的確に想像させるか、また興味・関心をもたれる表現となっているか等の視点で審査する。

(5) 「プレゼンテーション能力」

示されたスライド、抄録は内容が分かり易いという視点で適切か、発表内容と本質的に関係のないものが含まれていないか、話す速さなど聞き取り易い説明となっているか、割当時間に従った発表となっているか等の視点で審査する。

(6) 「課題取り組み後の評価」

課題に取り組んだ成果をどのように評価しているか、テーマ実施後の自己評価等振返りによる、課題検証の姿勢について審査する。

5 評価得点の算出方法

(1) 発表演題1題に対して、審査員が各審査項目に4点満点で評価する。

(2) 各審査項目は次のとおり重み付けを行い、その合計を得点とする。

- | | |
|---------------|---------------------------|
| ① 研究の価値性 | 評価値に3倍を乗じたものをその審査項目の得点とする |
| ② 研究内容の客観性 | 評価値に3倍を乗じたものをその審査項目の得点とする |
| ③ 研究内容の正確性 | 評価値に3倍を乗じたものをその審査項目の得点とする |
| ④ 発表演題の妥当性 | 評価値に2倍を乗じたものをその審査項目の得点とする |
| ⑤ プレゼンテーション能力 | 評価値をそのまま得点とする。 |
| ⑥ 課題取り組み後の評価 | 評価値に3倍を乗じたものをその審査項目の得点とする |

(3) 一人の審査員の得点は60満点とし、さらに、各会場に配置する3人の審査員全員の得点の合計(180点満点)をその発表演題に対する評価得点とする。

6 受賞演題の決定

大会実行委員会において、評価得点上位の発表演題より受賞対象を決定する。

7 適用

この表彰審査基準は、第10回かながわ高齢者福祉研究大会より適用する。

附則

この表彰審査基準は、第12回かながわ高齢者福祉研究大会より適用する。

附則

この表彰審査基準は、第14回かながわ高齢者福祉研究大会より適用する。

附則

この表彰審査基準は、第20回かながわ高齢者福祉研究大会より適用する。

附則

この表彰審査基準は、第21回かながわ高齢者福祉研究大会より適用する。